

EMC 技能試験申込書 別紙

参加試験所の皆様へ

下記内容をご確認いただき、「試験所間比較・技能試験申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出願います。

一般社団法人KEC関西電子工業振興センター
試験事業部 技能試験運営チーム

(1) EMC 試験所間比較・技能試験の目的

本技能試験は、JIS Q 17043:2011(ISO/IEC 17043:2010)「適合性評価－技能試験に対する一般要求事項」に基づき実施します。技能試験の種類としては、上記規格に述べられた「付属書 A.2 逐次参加スキーム」に相当し、測定される仲介器がある試験所にて測定後、技能試験提供者にて再検査を実施し、次の試験所へと順次回付されます。回付される時点では仲介器に値付けがなされておらず、試験の終了後に決まる付与値と比較して測定結果の評価を行います。

評価方法については、参加試験所による測定結果を統計処理して計算される上記規格に述べられた「z スコア」によるものとします。各「EMC 技能試験要領者」に記載される試験条件は、参加試験所において日常使用されている条件とは異なることもあるかと思われませんが、記載される条件のもとで試験実施いただきますようお願いいたします。

(2) 申込みについて

- ・ 受付開始日時前や受付締切後に送られた申込書は受付できません。
- ・ 先着順に処理を行い予定数になり次第、締切ります。
- ・ 参加申込書において、測定実施時期のご希望枠(第1希望から第3希望まで)を選択していただけますが、ご希望に添えない場合もございますことをご了承ください。
- ・ 3枠以上ご希望の場合は、申込書を2部以上、提出してください。
- ・ KECの会員、非会員で参加費用が異なります。会員種別は当センターウェブサイトの「会員一覧」ページでご確認ください。
<https://www.kec.jp/about/member-list-2/>

(3) 個人情報の取扱い

ご提供いただいた個人情報に関しましては、本サービスご提供のための業務(受付、連絡、請求書発行等)のみに利用させていただきます。

(4) 技能試験の中止・中断について

- ・ 参加試験所が一定数を満たさない場合、適切な標準偏差を求めることができないため、技能試験を中止させていただく場合がございます。
- ・ 技能試験実施期間中に不慮の事故等で仲介器が故障した場合、代替手段等で継続できるように万全を期してまいります、日程の再調整で一時中断や延期となる場合がございますので、予めご了承ください。

(5) キャンセル料金

- ・ 回付試験(実施枠 No.1)開始後、キャンセルされた場合、参加費用の30%を申し受けます。
- ・ 仲介器発送(試験所様該当実施枠 No.)後のキャンセルの場合、参加費用の100%を申し受けます。

(6) 仲介器発送について

- ・ 実施枠の日程(KEC 発送日)にて仲介器を発送しますが、物流の増加や悪天候等により遅延する場合がありますので、予めご了承ください。

(7) 仲介器の取扱いについて

- ・精密な電子機器ですので、試験前後の保管については、できるだけ良好な環境条件下で保管いただき、移動の際も衝撃を与えないようお願いします。
- ・技能試験実施のときは必ず、同梱のチェックシートにて確認願います。
- ・技能試験要領書(手順は毎回、変わります)を必ずご確認のうえ、セットアップや操作をお願いします。(仲介器に電源を絶対に供給しないでください)
- ・返却の際は、仲介器梱包要領書に従い梱包願います。
- ・上記取扱いに反して仲介器を破損・故障・劣化・紛失された場合、損害賠償を請求します。(下記の(15) 損害賠償を参照)

(8) 測定結果の提出について

測定終了後、所定のデータシートに記入のうえ、1週間以内に提出願います。(記入例を参考に正確にかつ、記入漏れがないように願います。不明な点があれば連絡ください)

(9) 情報保護について

- ・参加試験所に関する情報については機密事項として取扱い、技能試験運営チームの業務にのみ使用いたします。(データシート記載の情報は受験番号にて報告書に掲載します)
- ・参加試験所の同意がある場合を除き、あるいは法令等に基づき要請された場合を除き、情報の開示や公表を行うことはありません。
- ・参加試験所名を受験番号で表示した報告書については、認定機関や政府機関の要求に応じてその内容を提供することがあります。

(10) 測定結果の取扱いについて

- ・測定結果について、参加試験所間や同一試験所のグループ間での情報交換や談合は行わないでください。
- ・参加試験所間や同一試験所のグループ間での情報を基に測定結果の改ざんは行わないでください。このような行為が発覚した場合、集計データから除外し、測定結果は無効とします。この場合であっても、参加料金は100%請求します。

(11) 技能試験報告書の取扱い

- ・各参加試験所様の測定結果を集計しロバスト法を適用した統計処理を行います。付与値は全報告値の中央値を採用し、JIS Q 17043 B.3.1.3 c) に記載された「z スコア」により評価した技能試験報告書を発行(3月予定)します。
- ・当センターでは、z スコアによる評価結果について必要に応じて、コメント、パフォーマンス改善のための助言を技能試験報告書に記載します。また、z スコアによる評価結果に関して、当センターより、再測定の実施や是正措置等の報告を求めません。
- ・偏差が極端に大きくなる周波数があった場合、判定(z スコア)を除外することがありますので、予めご了承ください。
- ・報告書の一部又は全部をウェブサイトや印刷物へ転用、二次利用したり、その他の目的で使用することはご遠慮ください。
- ・報告書は参加試験所すべてのデータが含まれます。受験番号で機密性は保たれておりますが、他の試験所への開示もご遠慮ください。

(12) 参加料金支払いについて

- ・技能試験報告書発行後に、参加試験所様に請求書を郵送します。
- ・参加試験所様は、請求書(2月～3月発行予定)受領後、翌月末までに請求書に指定された銀行口座にお振込みください。なお、銀行振込による手数料はお客様のご負担となります。

(13) 仲介器再貸出し

- ・技能試験報告書のzスコアの結果等から、仲介器の再貸し出しを希望される場合、有償(別途、参加費用と同額)にてメールで受付順にて承ります。

- ・再貸出しの期間は、試験報告書発行日以降、技能試験項目によって異なりますが、最短で4月中旬までとなります。(詳細は別途ご案内します。)
- ・再貸出しによる測定結果は受付いたしません。

(14) 免責事項

下記の理由で試験設備の機会損失が生じても、当センターはその責を負わないものとします。

- (1) 自然災害や運送会社の事故等で仲介器の遅延や配送ができなかった場合
- (2) 仲介器の破損・故障・劣化等で回付試験が中断、中止または再回付試験実施の場合

(15) 損害賠償

参加試験所様は、以下の場合に当センターに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

- (1) 参加試験所様の故意または過失によって、技能試験が中止・延期・再実施となった場合
- (2) 参加試験所様の故意または過失によって、技能試験仲介器等を破損・故障・劣化・紛失した場合。

(16) 苦情

技能試験に関する苦情がございましたら、当センターウェブサイトの「苦情・ご意見」ページの「苦情申立書」を送付いただければプロセスに従い対応いたします。

<https://www.kec.jp/testing-division/complaints-appeals/>

(17) 異議申し立て

技能試験の結果に対する異議申し立てやご意見がございましたら、当センターウェブサイトの「EMC技能試験(試験所間比較)について」ページの「異議申立書」を送付いただければプロセスに従い対応いたします。

<https://www.kec.jp/testing-division/gino/>

(18) 反社会的勢力の排除

- (1) 参加試験所様は、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力に該当しないものとします。
- (2) 参加試験所様が、自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の各項の行為をしないものとします。
 - 1) 当センターに対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為
 - 2) 当センターに対して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為
 - 3) 当センターに対して、相手方の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為
- (3) 当センターは、参加試験所様に(1)項の規定に反する事実があった場合、または(2)項の規定に違反した行為を行った場合、参加試験所に対してなんら催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
- (4) 前項の規定により解除権を行使した当事者は、当該解除により当センターが被った損害について参加試験所様に求償することができ、かつ、本申込みを解除したことによって参加試験所様が損害を被った場合であっても、当該損害を賠償する責を負わないものとする。

(19) その他

上記内容にない事項や、疑義が生じた場合、参加試験所様および当センターは、誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上